

# 個人情報管理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、社会福祉法人 愛知たいようの杜(以下「当法人」とする)内の個人情報の取扱いに関する体制・基本ルールを策定し、当法人が保有する情報の紛失、漏洩、改ざん等を防ぎ、個人の権利を保護するとともに、情報管理に関する当法人としての社会的責任を果たすことを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本規程で使用する用語は以下の通りとする

1 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。

2 個人情報データベース等

特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、またはコンピューターを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則に従って整理または分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。

3 個人データ

個人情報データベースを構成する個人情報をいう。

4 保有個人データ

当法人が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産

に危害が及びおそれがあるもの、又は違法もしくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。

5 本人

当法人が保有する個人情報で識別される個人をいう。

6 役職員

当法人の役員、正職員、契約職員、非常勤職員、アルバイト、派遣労働者をいう。

(対象となる情報)

第3条 本規程の対象となる情報は、当法人で保管するすべての個人情報であり、電子データ、印字データの別を問わない。

(適用範囲)

第4条 本規程は、当法人の役職員に対して適用する。ボランティア、実習生等、当法人に所属しない関係者に対しても本規程の趣旨を踏まえた適切な取扱いを求めるものとする。又、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合、必要かつ適切な監督をし、この規程に従って個人情報の適切な保護を図るものとする。

(当法人の責務)

第5条 当法人は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

## 第2章 個人情報管理体制

(個人情報管理責任者)

第6条 当法人における個人情報管理責任者を法人本部におく。

2 個人情報管理責任者は、個人情報保護推進委員会を主宰し、当法人における個人情報管理に関する取り組みの推進に関する責任を負う。

3 個人情報管理責任者は、上記責任を果たす上で必要な事項に関する決定権を有する。

(個人情報保護推進委員会)

第7条 当法人における個人情報保護に関する意思決定機関として個人情報保護推進委員会を設置する。

- 2 委員長は個人情報管理責任者とし、委員は法人内各事業所から選出するほか個人情報管理責任者が指名した者とする。
- 3 個人情報保護推進委員会は、個人情報保護に当法人の取り組みの計画立案、指示、取扱規程の策定、セキュリティー対策の実践等、必要な管理、実践を行う。

### 第3章 個人情報管理に係る安全措置の概要

(個人情報保護に対する基本方針)

第8条 個人情報保護推進委員会は、個人情報保護に関する当法人としての基本方針を定め、これを公表する。

(職員の個人情報の取扱い)

第9条 職員は、採用時に本規程及びその他の個人情報保護に関する規則を遵守する旨の誓約書を法人に提出すると同時に、これらを遵守しなければならない。

(個人情報の収集)

第10条 収集する個人情報の利用目的を明文化し、施設内の掲示やホームページ等、適切な方法により外部に公表する。

- 2 個人情報の収集は、利用目的の達成に必要な限度において行う。
- 3 当法人は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
  - (1) 本人の同意があるとき
  - (2) 法令等の規定に基づくとき
  - (3) 個人の生命、身体または財産の安全を守るために緊急かつやむをえないと認められるとき
  - (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することが困難なとき。
  - (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。
- 4 収集済みの個人情報の利用目的の変更を要する場合は、あらかじめ個人情報保護推進委員会の承認を得たうえで、変更後の利用目的を公表する。
- 5 前項の規定にかかわらず、契約書等の書面やホームページへの入力結果等、本人から個人情報を直接取得する場合、書面上の明記等の手法により本人に

対して利用目的を明示するものとする。

#### (個人情報の保管)

- 第 11 条 当法人が保管する個人情報は、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。
- 2 当法人で保管する個人情報は、施錠管理、アクセス権の制限を行うなど、個人データの漏洩、滅失、き損の防止等必要かつ適切な安全管理対策を講ずるものとする。
  - 3 役職員は自らが所属する部署のエリア長もしくはエリア長が指名する代行権限者の承認なく、個人情報を法人外に持ち出し、あるいは、第三者に提供してはならない。
  - 4 個人情報を委託先等外部に開示、提供する場合は、事前に個人情報管理責任者の承認を得たうえで、業務委託契約において個人データの安全管理について受託者等が講ずべき措置を明らかにし、受託者等に対し、必要かつ適切な監督を行うものとする。

#### (個人情報の利用)

- 第 12 条 当法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下、「利用目的」とする。)をできる限り特定するものとする。
- 2 当法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
  - 3 当法人は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、または公表するものとする。

#### (利用目的外の利用の制限)

- 第 13 条 当法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。
- 2 個人情報データベース等作成のため、個人情報の取扱いを外部業者に委託する場合、委託先の個人情報取扱いが適切かどうか確認したうえで、業務委託契約に、委託業務遂行以外の目的での利用の禁止、業務終了後の情報の返還または廃棄、秘密保持、違反時の損害賠償等の条項を設けるものとする。長期間継続して業務を委託する場合には、委託先の個人情報取扱い状況について確認を行い、必要に応じて指導、契約の見直しを行うものとする。
  - 3 当法人は、合併その他の事由により他の法人や事業所等からの事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、

当該個人情報を取り扱わないものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 個人の生命、身体または財産の安全を守るために緊急かつやむをえないと認められるとき

(3) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することが困難なとき。

(4) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。

#### (個人情報の廃棄)

第14条 保管期間を経過した個人情報又は当初の目的を達成して不要となった個人情報は速やかに廃棄するものとする。

2 個人情報の廃棄にあたっては、外部に漏洩等しないよう、印字データについてはシュレッダー処理、電子データについてはデータ消去を行わなければならない。なお、廃棄を外部業者に委託する場合は、外部業者が確実に廃棄したことを確認するものとする。

#### (第三者提供)

第15条 業務の遂行にあたり、個人情報を第三者に提供する必要がある場合は、原則として本人の同意を得るとともに、あらかじめ個人情報保護推進委員会に報告し、その指示に従って必要な対応を行う。

#### (本人からの照会対応等)

第16条 個人保有データに関する本人からの問い合わせ、情報開示、訂正、利用停止等の請求等、苦情及び照会の受付窓口は、法人本部・個人情報管理責任者とする。

2 受付窓口は、その対応に関する手続きを定め、これに従い速やかに必要な対応を行う。

#### (教育)

第17条 個人情報保護推進委員は、各部署の管理者やエリア長とともに、定期的に役員を対象にした個人情報管理に関する教育を行う。また、ボランティア、実習生等に対しては、研修・ボランティア担当職員とともに、個人情報管理

の必要性についての意識喚起を図り、適切な取扱を行うよう指導・監督する。

#### 第4章 雑則

(本規程への違反)

第18条 本規程への違反が明らかになった場合、当法人は就業規則の定めに従い、違反を行った役職員を処分の対象とすることができる。

(規則)

第19条 個人情報管理責任者は、必要に応じ、個人情報管理に関する規則を制定するものとする。

(改定)

第20条 本規程の改定は、個人情報保護推進委員会の発議によるものとする。

付則

本規程は、平成17年4月1日から施行する。